三十三　内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

甲状腺がん（未分化がんを除き、甲状腺皮膜浸潤及び明らかなリンパ節腫大を伴わないものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら外科、頭頸部外科、耳鼻咽喉科又は内分泌外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

②　甲状腺外科専門医（日本甲状腺外科学会（平成十七年十月二十九日設立）が認定したものをいう。）又は内分泌外科専門医（日本内分泌外科学会（昭和六十三年七月二十四日設立）が認定したものをいう。）であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

⑤　「内視鏡下甲状腺手術ワーキンググループ」（平成二十五年十一月二十二日に日本甲状腺外科学会及び日本内分泌外科学会が合同で設置したものをいう。）が作成する名簿に登録していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　外科、頭頸部外科、耳鼻咽喉科又は内分泌外科を標榜していること。

②　当直体制が整備されていること。

③　緊急手術体制が整備されていること。

④　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑤　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑦　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

三十四　ＦＯＬＦＯＸ６単独療法における血中５－ＦＵ濃度モニタリング情報を用いた５－ＦＵ投与量の決定

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

大腸がん（七十歳以上の患者に係るものであって、切除が困難な進行性のもの又は術後に再発したものであり、かつステージⅣであると診断されたものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら外科又は腫瘍内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　がん治療認定医（一般社団法人日本がん治療認定医機構が認定したものをいう。以下同じ。）又はがん薬物療法専門医であること。

③　ＦＯＬＦＯＸ療法について十例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　外科又は腫瘍内科を標榜していること。

②　薬剤師が配置されていること。

③　臨床検査技師が配置されていること。

④　当直体制が整備されていること。

⑤　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑦　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧　がん治療認定医又はがん薬物療法専門医の研修施設であること。

⑨　届出月から起算して六月が経過するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

⑩　当該療養を実施した結果について、当該療養を実施している他の保険医療機関と共有する体制が整備されていること。

三十五　Ｖｅｒｉｇｅｎｅシステムを用いた敗血症の早期診断

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

敗血症（一次感染が疑われるものであって、それによる入院から七十二時間以内の患者に係るものであり、かつ血液培養検査が陽性であるものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら内科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。

②　感染症専門医又は総合内科専門医であること。

③　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　内科を標榜していること。

②　実施診療科において、感染症専門医又は総合内科専門医の医師が一名以上配置されていること。

③　臨床検査技師が配置されていること。

④　病床を二十床以上有していること。

⑤　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑥　当直体制が整備されていること。

⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑨　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑩　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑪　当該療養について十例以上の症例を実施していること。

三十六　腹腔鏡下広汎子宮全摘術

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

子宮頸がん（ステージがＩＡ２期、ＩＢ１期又はⅡＡ１期の患者に係るものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら産婦人科又は婦人科に従事していること。

②　産婦人科専門医であること。

③　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

④　腹腔鏡手術について五年以上の経験を有すること。